



# 市有地売却 一般競争入札案内書

令和8年6月

## お問い合わせ

深谷市役所企画財政部 公共施設改革推進室管財係

〒366-8501 深谷市仲町11番1号  
電話：048-571-1211（代表） 内線4713  
FAX：048-574-6665  
E-mail：s-kaikaku@city.fukaya.saitama.jp

深谷市ホームページでも情報提供を行っています。



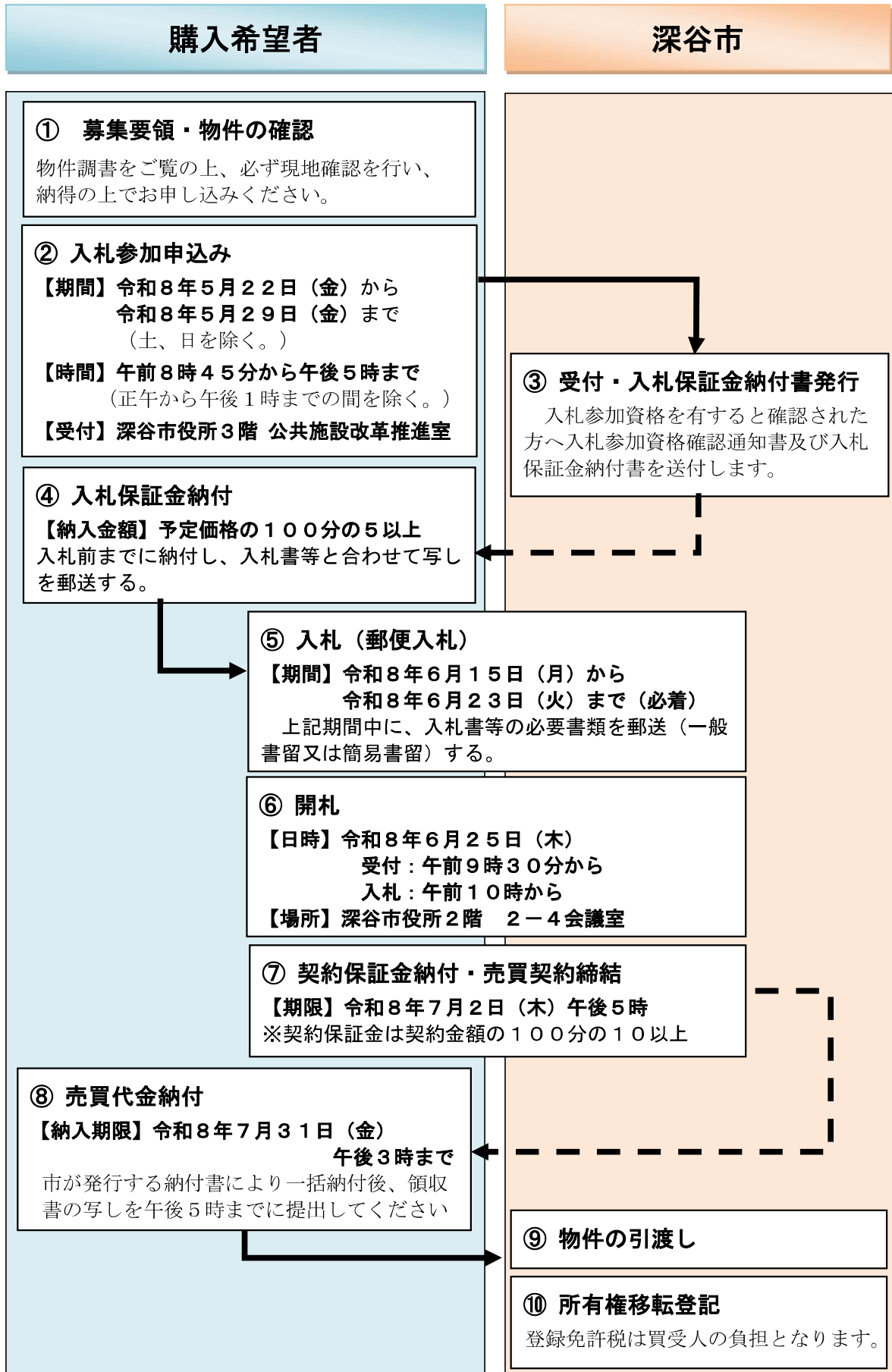
【深谷市ホームページアドレス】 <https://www.city.fukaya.saitama.jp>

入札に参加を希望される方は、本案内書をよく読み、内容を十分把握した上で、ご参加ください。

## - 目 次 -

	頁
1. 一般競争入札による市有地売却手続きの流れ .....	1
2. 入札説明書 .....	2～8
3. 物件調書 .....	9
物件番号土地8-1 .....	10～11
4. 様式集 .....	12
市有地売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書 .....	13
誓約書 .....	14
入札書 .....	15
委任状 .....	16
入札代表者届出書 .....	17
入札辞退届 .....	18
市有財産売買契約書 .....	19～22

# 一般競争入札による市有地売却手続きの流れ



# 入札説明書

## 1. 入札対象物件

物件番号	所在地番	地目	地積(㎡)	坪	予定価格(円)
土地8-1	見晴町 21番2	宅地	829.82	251.02	66,990,000
	21番3	宅地	965.22	291.98	
	21番38	宅地	31.60	9.56	

予定価格とは、あらかじめ深谷市が定めた最低売却価格をいいます。

物件の詳細は、「物件調書」のとおりです。

なお、都合により入札を中止する場合があります。

## 2. 入札参加者の資格

入札には、個人・法人を問わず参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は、当該入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると認められる方
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる方で、当該各号に該当する事実があった後3年以内において市長が定める期間を経過しない方
- (4) その他、深谷市が契約の相手方として不適当と判断した方

## 3. 入札参加の申込み

入札に参加するには、事前の申込みが必要です。所定の書類に必要事項を記載の上、添付書類を添えて持参又は郵送により深谷市企画財政部公共施設改革推進室に提出してください。

- (1) 提出書類

区分	提出書類名	提出数	備考
共通	市有地売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	1通	・指定様式 ・ <b>実印</b> を押印すること
	誓約書	1通	・指定様式
	印鑑登録証明書	1通	・申請日前 <b>3か月以内</b> に発行されたもので現状を反映しているもの ・個人の場合は市区町村、法人の場合は法務局で発行

区分	提出書類名	提出数	備考
個人のみ	身分証明書 ※運転免許証等の写しではなく、本籍地の市区町村の住民課で発行されるものです。	1通	・申請日前 <b>3か月以内</b> に発行されたもので現状を反映しているもの
	住民票	1通	・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ・申請日前 <b>3か月以内</b> に発行されたもので現状を反映しているもの ・住民登録地の市区町村で発行
法人のみ	商業又は法人登記簿謄本	1通	・申請日前 <b>3か月以内</b> に発行されたもので現状を反映しているもの ・法務局で発行

※指定様式は本案内書に添付しているほか、深谷市ホームページからダウンロードできます。

## (2) 受付期間及び提出期限

○受付期間 令和8年5月22日（金）から5月29日（金）

○提出期限

- ・持参の場合 令和8年5月29日（金）午後5時まで  
受付場所：深谷市役所 3階 32番窓口  
企画財政部 公共施設改革推進室  
受付時間：午前8時45分から午後5時  
※土、日及び平日の正午から午後1時までを除きます。
- ・郵送の場合 令和8年5月29日（金）午後5時までに**必着**  
送付先：〒366-8501  
埼玉県深谷市仲町11番1号  
深谷市企画財政部 公共施設改革推進室 宛て  
※不着などのトラブル防止のため、**書留など**確実な方法で送付してください。

## (3) 申込みに当たっての留意事項

- ア 共有で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。
- イ 契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された名義で行います。
- ウ 資金提供を受けて契約する場合は、贈与税が発生する可能性がありますので留意してください。
- エ 現地説明会は行いませんので、入札参加申込者は、事前に物件調書の周辺図等により、**必ず現地を確認**してください。
- オ 契約者（落札者）の情報について公開請求があった場合には、深谷市情報公開条例（平成18年深谷市条例第13号）に基づき公開されます。
- キ 提出書類は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 入札必要書類等の交付

入札参加の申込みを受け付けした後、市有地一般競争入札参加申込受付書を交付します。また、入札に必要な次の書類等を交付します。

- ア 入札書及び記入例
- イ 入札書用封筒
- ウ 入札関係書類送付用封筒

#### 4. 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認は、申込書の提出日をもって行います。
- (2) 入札参加資格を有すると確認された方には、市有地一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。市有地一般競争入札参加資格確認通知書は開札の際に必要なになりますので、それまで大切に保管してください。
- (3) 入札参加資格を有すると確認された方が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、「2. 入札参加者の資格」の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができません。また、提出された申込書及び添付書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときにおいても、当該入札に参加することができません。

#### 5. 入札保証金の納付及び還付等

- (1) 入札保証金の納付
  - ア 入札に当たっては、予定価格の100分の5以上(円未満切り上げ)の入札保証金の納付が必要です。
  - イ 入札参加資格を有すると確認された方には、深谷市から納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載されている深谷市指定金融機関・深谷市収納代理金融機関の窓口で納付してください。
  - ウ 入札保証金を納付すると金融機関から領収印を押印した納入通知書兼領収書が返却されます。領収書は入札の際に必要なになりますので、それまで大切に保管してください。
- (2) 入札保証金の還付等
  - ア 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の口座へ振込みにより還付します。還付は入札終了後4週間程度要することがありますので、あらかじめご了承ください。
  - イ 還付する入札保証金には、利息は付しません。
  - ウ 落札者の入札保証金は、深谷市契約規則(平成24年深谷市規則第27号)第5条第2項の規定により、契約保証金に充当します。

#### 6. 入札

本入札は郵便型入札であり、入札は郵送のみ受け付けます。

(1) 入札期間

令和8年6月15日(月)から令和8年6月23日(火)まで【必着】

※入札書等の必要書類は、必ず一般書留又は簡易書留により郵送してください。

※上記以外の方法(普通郵便、メール便等)により提出された入札は無効となります。窓口への持参も無効となります。

※期間内に入札書等の必要書類が到着しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

※郵送に要する経費は、入札参加者の負担とします。

(2) 提出書類

ア 入札書（入札書用封筒に入れ封かん（糊付け）し、封印（封筒の継目への割印）したもの

イ 入札保証金納入通知書兼領収書（領収印のあるもの）〔写し〕

※上記ア、イを入札関係書類送付用封筒に入れ、提出してください。

(3) 送付先

〒366-8501

深谷市仲町11-1

深谷市役所 公共施設改革推進室 宛て

(4) 入札書の記入方法等

ア 入札参加申込者本人（代表者）が入札する場合は、所定の入札書に、入札者の住所、氏名又は名称及び代表者を記入の上、申込者本人の印鑑（実印に限る。）を必ず押印してください。

イ 代理人が入札する場合は、所定の入札書に、入札者（委任者）の住所、氏名又は名称及び代表者、代理人の住所、氏名を記入の上、代理人の印鑑（代理人の方が委任状に押印した印鑑に限る。）を必ず押印してください。

ウ 入札書への金額の記入は、算用数字（0，1，2，3，・・・）の字体を使用してください。

エ 入札書のアmount訂正はできません。

オ アmount以外のア訂正、挿入、削除した個所には入札者の印（代理人の場合は代理人の印）を押してください。

(5) 入札書の封入方法等

ア 入札書用封筒には、入札書のみを入れて封かん（糊付け）し、封印（封筒の継目への割印）をしてください。

イ 封印には、実印（代理人が入札する場合は代理人の印鑑）を使用し、封筒の継ぎ目に押印してください。

ウ 入札関係書類送付用封筒には、入札書を入れた入札書用封筒及び入札保証金納入通知書兼領収書（領収印のあるもの）の写しを入れて、必ず一般書留又は簡易書留で郵送してください。

(6) 入札に当たっての留意事項

ア 入札の実施にあたっては、1名以上の参加をもって執行します。

イ 入札回数は、1回とします。

ウ 入札を辞退する場合は、入札辞退届が必要です。

エ 一度提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

オ 入札の執行に際し、災害その他やむをえない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

## 7. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) アmountの訂正をした入札書による入札

- (3) 金額以外の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (4) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (5) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (7) 入札保証金を納付しない者又は、その金額が不足した者のした入札
- (8) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (9) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (10) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2人以上の者の代理をした者がした入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 入札について不正行為があった入札
- (13) 入札価格が予定価格に達していない入札
- (14) 一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (15) 代理人による入札において、委任状に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (16) 封かんがされていない入札書用封筒による入札
- (17) 入札期間外に提出（到着）された入札
- (18) 郵送方法が一般書留又は簡易書留のいずれかの方法でない入札
- (19) 入札書用封筒に件名又は差出人の記載がない入札
- (20) 入札書用封筒に記載された件名又は差出人が誤っている入札
- (21) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

## 8. 開札

- (1) 開札日時  
令和8年6月25日（木）午前10時から
- (2) 会場  
深谷市役所2階 2-4会議室
- (3) 開札の立会等
  - ア 入札者等関係者は、1者につき1名開札に立ち会うことができます。この場合、市有地一般競争入札参加資格確認通知書（原本）の提示が必要となりますので、必ず持参してください。
  - イ 立会の受付は、開札日の午前9時30分から午前9時50分までです。
  - ウ 入札者等関係者の立会のない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立ち会います。

## 9. 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、予定価格以上の入札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者のくじ引きにより落札者を決定します。関係者が開札に立ち会う場合は、当該関係者もくじを引くことができるものとします。
- (3) (2)において、入札者等関係者が開札の場にはいない場合、また、くじを引かない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない本市職員にく

じを引かせます。この場合、異議を申し立てることはできません。

## 1 0. 契約の締結

- (1) 落札者に対して、入札が終了した後に契約手続きについての説明を行います。落札者又はその代理人は、必ず契約手続きについての説明を受けてください。改札に立ち会わなかった者が落札者になったときは、開札終了後、落札者に電話にて通知します。
- (2) 売買契約の締結は、令和8年7月2日（木）午後5時までに行います。
- (3) 落札者が（2）の契約締結期限までに売買契約の締結をしない場合には、当該落札は無効となり、入札保証金は深谷市に帰属します。

## 1 1. 契約保証金の納付

- (1) 落札者は、売買契約の締結をするまでに、契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の額から契約保証金に充当する入札保証金を控除した額を、当市が発行する納入通知書により納付してください。  
なお、納付の詳細については、入札保証金の納付と同様です。
- (2) 契約保証金は、深谷市市有地の一般競争入札実施要領（平成30年3月29日市長決裁）第18条第2項の規定により、売買代金に充当します。

## 1 2. 売買代金の納付

- (1) 落札者は、売買代金から契約保証金を控除した額を、深谷市が送付する納入通知書により、令和8年7月31日（金）午後3時まで一括納付してください。
- (2) 売買代金を納付すると金融機関から領収印を押印した納入通知書兼領収書が返却されますので、その領収書の写しを令和8年7月31日（金）午後5時まで、FAX又は電子メールにより深谷市企画財政部公共施設改革推進室に提出してください。
- (3) 落札者が（1）の納付期限までに売買代金を完納しない場合において、深谷市が完納することを不能と認めたときは、契約を解除し、契約保証金は深谷市に帰属します。

## 1 3. 所有権の移転

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、売買物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、売買物件の引渡し後に深谷市が行います。

## 1 4. 諸費用

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に関する登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

## 1 5. 利用制限

落札者は、売買物件を利用するに当たって、次の用に供してはなりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗

- 関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）の用
  - (3) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用

## 16. その他

- (1) この案内書に定めるもののほか、市有地売却に係る入札・契約手続きについては、深谷市契約規則及び深谷市市有地の一般競争入札実施要領の定めるところによります。  
なお、当該規則等は、深谷市ホームページで閲覧できます。
- (2) 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (3) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受人において行っていただきます。
- (4) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて買受人において行っていただきます。
- (5) 本案内書に定めのない事項及び疑義については、規則その他関係法令の定めるところによります。

# 物 件 調 書

- 物件調書は、購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。入札の参加申し込み前に、必ず現地をご確認ください。
- 物件は、現状のままの引渡しとなりますのでご了承ください。
- なお、物件調書の補足説明は、次のとおりです。

## 補 足 説 明

1. 供給処理施設の状況欄の「可」とは、前面道路に配管されている場合を指します。なお、配管の位置等詳細については、関係各事業所、関係各課にご照会ください。
2. 土地利用に当たっては、都市計画法、建築基準法等により指導がなされる場合もありますので、深谷市都市計画課（電話048-574-6653）及び建築住宅課（電話048-574-6655）にご照会ください。

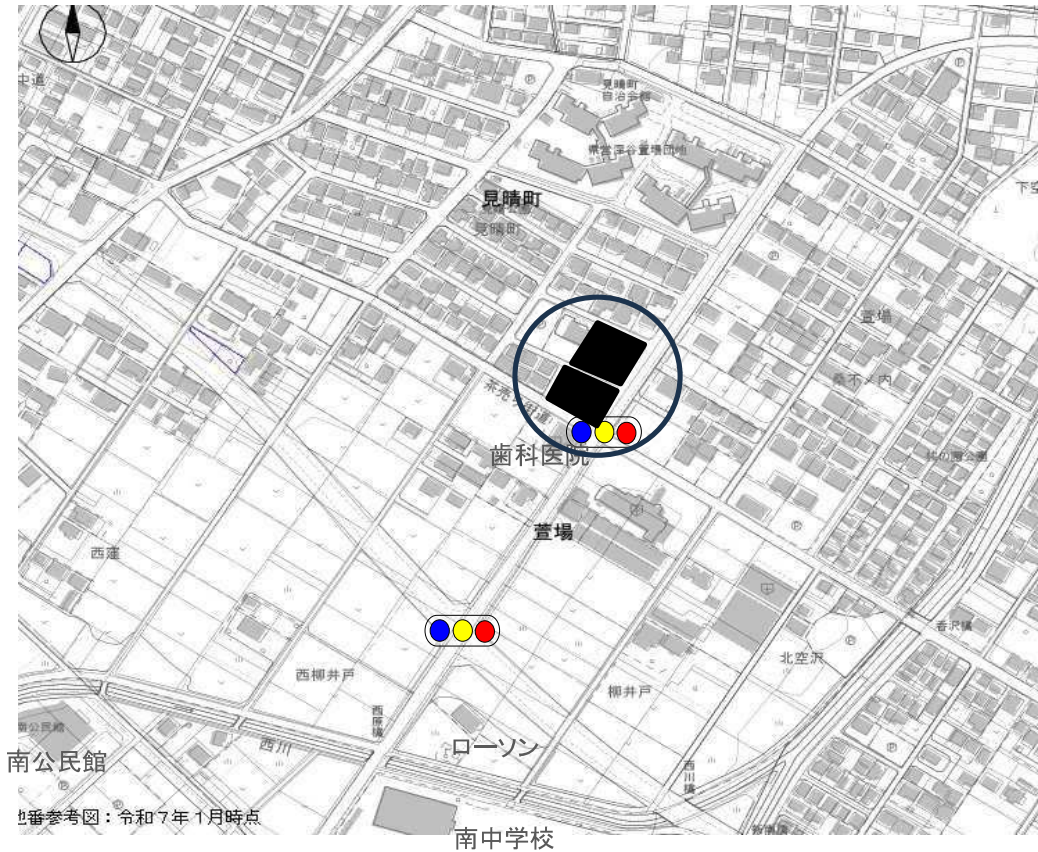
# 物 件 調 査 書

物件番号 **土地8-1**

最低売却価格 **66,990,000 円**

所在地	見晴町21番2, 同番3, 同番38			
内訳・面積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積
	21番2	宅地	829.82	829.82
	21番3	宅地	965.22	965.22
	21番38	宅地	31.60	31.60
	<b>合計(3筆)</b>			<b>1,826.64 m<sup>2</sup></b>
道路と敷地の関係	東側で幅員11.27~11.45m、21番2南側で幅員7.0m、西側で幅員4.0m、北側で幅員4.0m、21番3北側で幅員4.0mの舗装道路に接面している。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域		
	建築基準法	用途地域	第一種低層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	容積率
	その他の法律	防火地域等	建築基準法第22条区域	
文化財保護法		該当なし		
深谷市立地適正化計画	都市機能誘導区域	該当なし		
	居住誘導区域	該当なし		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供給処理 施設の状況			事業所名	電話番号
	電 気 可	東京電力(株)熊谷支社	0120(995)441	
	上 水 道 可	深谷市水道工務課	048(577)7529	
	下 水 道 可	深谷市下水道工務課	048(577)7542	
	都 市 ガ ス 可	埼玉ガス(株)	048(571)1335	
交通機関	鉄 道 JR高崎線深谷駅 約1.5km			
公共施設等	市立深谷西小学校		約1.0km	
	市立南中学校		約0.4km	
	深谷市役所		約1.7km	
参 考 事 項	・上水道については、東側、21番2南側及び北側、21番3北側の市道に水道本管が埋設されています。			
	・上水道を利用するに当たっては、給水工事費等の負担が必要となります。			
	また、加入金及び工事方法については、水道工務課と相談してください。			
	・公共下水道については、東側、21番2南側及び北側、21番3北側の市道に下水道本管が埋設されています。			
	・下水道事業受益者負担金の負担は必要ありません。			
	・21番2敷地内南側にNTT東日本の電柱が設置してあります。			
	・21番2及び21番3の敷地内東西南北に単管パイプの柵が設置してあります。			
	・敷地内に水道管が埋設されています。			
・土壌汚染、上記水道管以外の地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。				
・21番2南西に自治会のゴミ収集所があります。移転先に関して自治会及び深谷市環境衛生課と協議し、自治会住民及び入札対象地購入者が利用できる規模のゴミ収集所を設置してください。				

# 周 辺 図




※現在の周辺状況と異なる場合があります。

## 備 考

地積測量図又は実測図を深谷市ホームページ上で公開しております。  
御参照ください。

深谷市 市有地売却

検索 



# 様 式 集

- ・ 各様式をご記入する際には、黒のペン又はボールペンで記入してください。

# 市有地売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

深谷市長 小島 進 宛て

令和 年 月 日

## 市有地売却一般競争入札参加申込書

申込者	住所(※)	〒	
	氏名(※)		(印) (印鑑証明印)
	メールアドレス		共有持分割合
	電話番号		—

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載すること。

共有者	住所	〒	共有持分割合
	氏名		(印) (印鑑証明印)
	住所	〒	共有持分割合
	氏名		(印) (印鑑証明印)

深谷市が売払いする下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る市有地売却一般競争入札に参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

**添付書類** ※ 各証明書は発行後3か月以内のものを添付してください。

- 1 誓約書
- 2 身分証明書(個人の場合)
- 3 住民票(個人の場合)
- 4 商業又は法人登記簿謄本(法人の場合)
- 5 印鑑登録証明書

### 記

区分番号	土地 8-1	入札保証金	円
財産名称	見晴町21番2, 同番3, 同番38		
入札保証金納付方法	納付書払(市発行の納入通知書による)		

※ 共有名義で申込みをされる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う者の住所及び氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所、氏名及び共有持分割合を記入し、押印してください。

## 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 \_\_\_\_\_ 円)の返還を請求します。

返還する際は、下記の口座へ返還してください。

なお、返還につき、入札終了後に4週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

### 記

入札保証金の返還請求者	フリガナ				
	住所(所在地)	〒			
	フリガナ				
	氏名・名称	(印) (印鑑証明印)			
振込先 金融機関	銀行	預金種目	普通・当座	口座番号	
	信用金庫	支店 支所	口座名義人		
	信用組合		フリガナ		
	農協		氏名・名称		
※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座	労働金庫				

# 誓 約 書

令和 年 月 日

深谷市長 小 島 進 宛て

住 所

氏 名 ㊞

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

今般、深谷市の市有地売却一般競争入札に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する深谷市の職員ではありません。
- 3 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
  - （1）正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
  - （2）入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
  - （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
  - （4）契約の履行をしないこと。
  - （5）契約に違反し、契約の相手方として不相当と深谷市に認められること。
  - （6）入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
  - （7）社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
  - （8）天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 4 私は、貴市の市有地売却一般競争入札に係る「入札公告」、「売買契約書」等の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

# 入 札 書

令和8年6月25日

深谷市長 小 島 進 宛て

入札者  
(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称  
及び代表者 \_\_\_\_\_ ⑩

代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

入 札 金 額

金 \_\_\_\_\_ 円

入札に付する土地

物件番号	所 在 地	地 目	地 積
土地8-1	見晴町 21番2	宅地	829.82 m <sup>2</sup>
	21番3	宅地	965.22 m <sup>2</sup>
	21番38	宅地	31.60 m <sup>2</sup>

深谷市市有地売却一般競争入札に関する公告、市有地売却一般競争入札案内書を承諾し、現地等を確認のうえ、上記のとおり入札します。

※ 代理人が入札する場合は、入札者の住所及び氏名欄に委任者の住所及び氏名を記入のうえ、代理人の住所及び氏名欄に記入押印すること。

# 委任状

令和 年 月 日

深谷市長 小島 進 宛て

申込者 (委任者)	住所・所在地	〒
	氏名・名称	印 (印鑑証明印)
	電話番号	

私は、次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

代理人 (受任者)	住所・所在地	〒
	氏名・名称	印

委任事項

市有地売却一般競争入札 物件番号 土地 8-1 に関する一切の権限

# 入札代表者届出書

入札代表者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称  
及び代表者 \_\_\_\_\_ ㊟

私は、上記の者を入札代表者に選任し、市有地売却一般競争入札に関する一切の権限を委任したのでお届けします。

## 物件の表示

物件番号	所在地	地目	地積
土地8-1	見晴町 21番2	宅地	829.82 m <sup>2</sup>
	21番3	宅地	965.22 m <sup>2</sup>
	21番38	宅地	31.60 m <sup>2</sup>

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称  
及び代表者 \_\_\_\_\_ ㊟

住所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称  
及び代表者 \_\_\_\_\_ ㊟

深谷市長 小島 進 宛て

# 入 札 辞 退 届

下記物件の市有地売却一般競争入札に参加申込をしましたが、都合により辞退します。

## 記

物件番号	所在地	地目	地積
土地 8 - 1	見晴町		
	2 1 番 2	宅地	829.82 m <sup>2</sup>
	2 1 番 3	宅地	965.22 m <sup>2</sup>
	2 1 番 3 8	宅地	31.60 m <sup>2</sup>

令和 年 月 日

住 所

申込者

氏名又は名称  
及び代表者

⑩

深谷市長 小 島 進 宛て



## 市有財産売買契約書

売出人 深谷市（以下「甲」という。）と買受人 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	地目	地積	摘要
		m <sup>2</sup>	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 \_\_\_\_\_ 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙はこの契約に関し契約保証金として、金 \_\_\_\_\_ 円をこの契約の締結をするときまでに、甲の発行する納入通知書により、その指定する金融機関に支払わなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 \_\_\_\_\_ 円は入札保証金より充当するものとする。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。

（代金の支払い）

第5条 乙は、この契約の締結日から30日以内に、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 \_\_\_\_\_ 円を、甲の発行する納入通知書により、その指定する金融機関に支払わなければならない。

(所有権移転登記及び費用負担)

第6条 甲は、乙が売買代金を納入した後、第2条の売買物件の所有権を乙に移転し、所有権移転登記を速やかに行うものとする。

2 登録免許税等の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しをしたものとする。また、乙は、売買物件を現況によって引き渡しを受けるものとする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、本契約締結後、当該土地に数量の不足又は契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることを発見した場合、引き渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、損害賠償の請求、追完の請求または契約の解除をすることができる。

2 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除く。

3 本条の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

4 本条の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

(利用制限)

第9条 乙は、売買物件を利用するにあたって、次に掲げる用に供してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)の用

(3) 前2号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用又は公共の福祉に反する用

(法令遵守)

第10条 乙は、売買物件を利用するにあたって、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告によらないでこの契約を解除することができるものとする。

(売買物件の明渡し等)

第12条 乙は、甲が前条の規定に基づき、この契約を解除したときは、直ちに、売買物件を原状に回復の上、甲に明け渡し、甲名義に所有権移転の手続きをとらなければならない。

2 甲は、乙の前項の規定に基づく売買物件の明渡し、及び甲名義への所有権移転の手続きの完了を確認したときは、乙が第3条の規定に基づき、売買代金として甲に支払った金額を、乙からの売買物件明渡し、及び甲名義への所有権移転手続き完了の確認をした日から30日以内に、乙に返還するものとする。この場合において、甲が乙に返還する金額には利息を付けないものとする。

3 第1項の規定による売買物件の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

(契約解除による使用料相当額の支払義務)

第13条 乙は、前条第1項の規定に基づき明け渡しをするときは、甲から売買物件の引渡しを受けた日から明け渡した日までの使用料相当額を甲の請求により、甲に支払わなければならない。

2 前項の使用料相当額の年額は、第3条の売買代金に7.5パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(違約金の支払い)

第14条 乙は、第11条の規定に基づき甲がこの契約を解除したときは、前条の使用料相当額のほか、第3条の売買代金の10パーセントに相当する額を違約金として甲の請求により、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、甲が第11条の規定に基づき契約を解除した場合において、甲に損害が発生したときは、甲の算定による損害額を甲の請求により、甲に賠償しなければならない。

(相殺)

第16条 甲が第11条の規定に基づき契約を解除した場合において、第12条の規定による原状回復又は第13条の規定による使用料相当額若しくは第14条の規定による違約金若しくは前条の規定による損害賠償として乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、当該金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とをその対当額について相殺するものとする。

(延滞損害金)

第17条 乙は、この契約により甲に支払うこととされている金額を支払わなかったときは、支払うべき金額に対して、それぞれ指定された期日の翌日から完納した日まで年利(365日当たり)14.6パーセントの割合により算出し

た額を延滞損害金として、甲に支払わなければならない。

(契約履行の調査等)

第18条 乙は、甲から売買物件の使用に関しての調査又は報告を求められたときは、これに協力しなければならない。

(公租公課の負担等)

第19条 乙は、売買物件の引渡しを受けた日から維持管理責任を負い、売買物件に係る公租公課の費用を負担するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、さいたま地方裁判所熊谷支部とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 深谷市仲町11番1号  
深谷市  
売出人(甲) 氏名 深谷市長 ⑩

住所  
買受人(乙) 氏名 ⑩